

# 住宅等建築費用を補助します

(新たに薪ストーブの購入経費の一部を補助)

- 地域材を活用した住宅等の建築の促進と、温室効果ガス排出量の削減を目的に、地域材の使用量に応じた建築費用や、薪ストーブ等の購入費用の一部を補助します。  
(次の内容は、補助要件の一例です。)

## 【対象者】

- ✓ 平成28年4月1日から平成31年3月31日の期間に住宅等を新築又は増改築する方。  
なお、薪ストーブについては、新增築時の他、既存住宅等への設置も対象となります。
- ✓ 知内町に住民登録がされている方又は、住民登録することが見込まれる方。
- ✓ 対象者及び同一世帯に属する者全員が、町税及び使用料等の滞納がない方。
- ✓ 町の広報及び町のホームページ等の掲載に同意する方。 など

## 【対象となる建物等】

- ✓ 地域材を使用し建築された一般住宅・併用住宅及び付帯施設等。
- ✓ 住宅等の建築にあたっては町内業者が施工した工事であること。
- ✓ 薪ストーブや煙突等。 など

## 【補助金の額】

- ✓ 住宅の新築・増改築など（居住の用に供するもの） 上限 100万円  
(※町の元町定住団地へ新築については、上限200万円)
  - ✓ 付帯施設等（居住の用に供するもの以外） 上限 50万円
- |  |         |
|--|---------|
| 【構造材等】地域材の使用量1m <sup>3</sup> につき       | 50,000円 |
| 【内装材・外装材等】地域材の使用量1m <sup>2</sup> につき   | 5,000円  |
| 【建具・造作家具等】地域材の使用量0.1m <sup>3</sup> につき | 30,000円 |
- ✓ 薪ストーブ等（購入費30万円以上） 上限 30万円

### 地域材とは、

- ① 町内の森林から産出された木材を加工又は製品化したもの
- ② 北海道内の森林から産出され町内で加工又は製品化したもの

### 地域材を使う理由って？

- ・ 快適な生活空間の形成
- ・ 二酸化炭素の排出抑制
- ・ 森林資源の循環利用
- ・ 雇用の創出、地域の活性化など

### 【これまでの補助実績】

- |               |  |             |
|---------------|--|-------------|
| ✓ 住宅の新築・増改築など | 16件  | 12,561,000円 |
|               | (構造材 147.35m <sup>3</sup> 、内外装材 1,164.08m <sup>2</sup> ) |             |
| ✓ 付帯施設等       | 15件  | 6,070,000円  |
|               | (構造材 74.28m <sup>3</sup> 、内外装材 769.20m <sup>2</sup> )    |             |
| 合計            | 31件  | 18,631,000円 |
|               | (構造材 221.63m <sup>3</sup> 、内外装材 1,933.28m <sup>2</sup> ) |             |

